

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第一項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 環境条件 トーチは、規定の環境条件の下（周囲温度及び相対湿度）で使用可能でなければならない。	
第二条 第二項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1	箇条8 温度定格 8.1 一般要求事項 手動用トーチの定格は、少なくとも 100 %、60 %及び 35 %の使用率のうち、一つ以上による。	
第三条 第一項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.5 7.5.2	箇条7 電撃の防護 7.5 アーク起動及びアーク安定化電圧を印加するトーチへの要求 7.5.2 アーク起動及びアーク安定化電圧試験 製造業者は、適切なリスクアセスメントを行い、单一故障状態での感電に対する十分な防護策を施さなければならない。	
第三条 第二項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12	箇条12 表示 トーチには、次の項目を明確に、かつ、消えないように表示しなければならない。 a) 製造業者、販売業者若しくは輸入業者の名称又は登録商標 b) 製造業者による形式（識別番号） c) 規格番号	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条13	<p>箇条13 取扱説明書</p> <p>トーチとともに提供する取扱説明書には、該当する場合、次の情報を含まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセス b) ガイドの方法 c) 定格アーク起動電圧及びアーク安定化電圧 d) 定格電流及び対応する定格使用率 e) シールドガスの種類、等 	
第四条	供用期間中に おける安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 箇条11 11.1	<p>箇条4 環境条件</p> <p>トーチは、周囲温度−20 °C～+55 °Cでの保管及び運搬に対し、機能及び性能を損なうことなく、耐えなければならない。</p> <p>箇条11 機械的 requirement 事項</p> <p>11.1 耐衝撃性</p> <p>手動用トーチは、取扱説明書に従って使用したとき、安全性又は操作性を損なう損傷が発生しないことを保証するだけの機械的強度をもたなければならない。</p>	
第五条	使用者及び使 用場所を考慮 した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示を	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.4 7.4.1	<p>箇条7 電擊の防護</p> <p>7.4 定常作業における電擊からの防護（直接接触）</p> <p>7.4.1 保護等級</p> <p>トーチは、規定に示す保護等級に適合しなければならぬ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		されているものとする。	箇条13	い。加えて、ケーブルホースアセンブリは、保護等級 IP3X に適合しなければならない。 箇条13 取扱説明書 トーチとともに提供する取扱説明書には、該当する場合、次の情報を含まなければならない。 — トーチの安全操作に関する重要な情報（環境条件を含む。） — 特別な事前注意を払わなければならない条件（例えば、電撃の危険が増す環境、燃えやすい周囲物、高所作業、換気、雑音など）		
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10	箇条10 耐熱性 ハンドル及びケーブルホースアセンブリの絶縁は、発火又は不安全になることなく、高温物体及び通常量の溶接スパッタの影響に耐える能力をもたなければならぬ。	
第七条 第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.4 7.4.1 箇条10	箇条7 電撃の防護 7.4 定常作業における電撃からの防護（直接接触） 7.4.1 保護等級 トーチは、規定に示す保護等級に適合しなければならない。 箇条10 耐熱性 ハンドル及びケーブルホースアセンブリは、高温の銅線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
項目	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					を、2分間、絶縁の最も弱い箇所に当てる。銅線が、絶縁物を貫通し充電部に接触してはならない。	
第七条 第2号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない ように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.2	箇条7 電擊の防護 7.2 絶縁抵抗 新品のトーチの絶縁抵抗は、湿度処理後、規定に示す値以上でなければならない。	
第八条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.2 7.3 7.3.1 7.5 7.5.2	箇条7 電擊の防護 7.2 絶縁抵抗 新品のトーチの絶縁抵抗は、湿度処理後、規定に示す値以上でなければならない。 7.3 絶縁耐力 7.3.1 一般要求事項 絶縁部は、いかなるフランシオーバ又は絶縁破壊を起こすことなく、規定の耐電圧値に耐えなければならない。 7.5 アーク起動及びアーク安定化電圧を印加するトーチへの要求 7.5.2 アーク起動及びアーク安定化電圧試験 トーチ絶縁は、フランシオーバ又は絶縁破壊を起こすことなく、試験電圧に耐えなければならない。	
第九条	火災の危険源 からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を 及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10	箇条10 耐熱性 ハンドル及びケーブルホースアセンブリの絶縁は、発火	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
項目	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ないよう、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。			又は不安全になることなく、高温物体及び通常量の溶接スパッタの影響に耐える能力をもたなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.2	箇条8 温度定格 8.2 温度上昇 手動用トーチにおいて、作業者が握るハンドル部の外部表面は、どの測定点における温度上昇も 30 K を超えてはならない。	
第十一條 第一項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 箇条11 11.2	箇条9 気密性 水冷トーチの液体冷却システムは、最低温度 70 °C の冷却水で、0.5 MPa の最低圧力に漏れなしで、耐えなければならない。 箇条11 機械的要求事項 11.2 接触可能部分 身体に接触可能な部分は、傷を生じるような鋭いエッジ、粗悪な表面又は突起部があつてはならない。	
第十一條 第二項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとす	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.1	箇条11 機械的要求事項 11.1 耐衝撃性 手動用トーチは、取扱説明書に従って使用したとき、安全性又は操作性を損なう損傷が発生しないことを保証するだけの機械的強度をもたなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
項目	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		る。				
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10	箇条10 耐熱性 発生した煙及び溶出したものは、人体に有害であってはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条17 17.1	箇条17 取扱説明書及び注意書き 17.1 取扱説明書 溶接電源は、次を含む取扱説明書及び注意書きが付いていなければならない。 － 作業者及び作業区域にいる人への危険に対する予防(保護)に関する基本的指針(例えば、アーク光など)(JIS C 9300-1(以下、第1部)の規定による。)	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	－	－	当該製品は、人が手を持って使用する手動機器であり、無監視状態での運転は想定されていないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条 第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 環境条件（第1部の規定による。） 溶接電源は、規定の環境条件の下（周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等）、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。	当該製品は、JIS C 9300-1の溶接電源との組み合わせで使用するものである。 そのため、溶接電源と組み合わせた状態で始動、再始動、停止のリスクを考慮している。
第十五条 第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.6 箇条13 13.3 13.3.4	箇条8 温度保護 8.6 リセット 温度保護装置は、規定の絶縁階級の温度を下回るまでは、自動又は手動でリセットできてはならない。（第1部の規定による。） 箇条13 危険低減装置 13.3 危険低減装置の要求事項 13.3.4 フェールセーフ状態 危険低減装置が規定に従った動作をすることができなかったときは、出力端子の電圧が規定値を超えないレベル	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					以下になるようにし、自動的にリセットしてはならない。 (第1部の規定による。)	
第十五 条 第 3 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.1	箇条9 異常操作 9.1 一般要求事項 溶接電源は、ファン停止試験を行ったとき、電擊又は火災の危険が増大してはならない。(第1部の規定による。)	同上
第十六 条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電 系統や組み合わせる他の電気用品を考慮 し、異常な電流に対する安全装置が確実に 作動するよう安全装置の作動特性を設定す るとともに、安全装置が作動するまでの間、 回路が異常な電流に耐えることができるも のとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.5 7.5.1 箇条13	箇条7 電擊の防護 7.5 アーク起動及びアーク安定化電圧を印加するトーチへの要求 7.5.1 一般要求事項 アーク起動及びアーク安定化電圧を印加することを意図したトーチは、アーク起動及びアーク安定化電圧を評価しなければならない。 箇条13 取扱説明書 トーチとともに提供する取扱説明書には、該当する場合、トーチ接続のための要求事項の情報を含まなければならない。	
第十七 条	電磁的妨害に 対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害 により、安全機能に障害が生じることを防 止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気用品の対象 となるアーク溶 接機は、電磁的 妨害に関してJIS

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				—		C 9300-10 の EMC要求事項で規定している。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気用品の対象となるアーク溶接機は、雑音に関して JIS C 9300-10 の EMC 要求事項で規定している。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12	箇条12 表示 トーチには、規定の項目を明確に、かつ、消えないように表示しなければならない。	
第二十条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条 第3号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 (電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。) 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気洗濯機及び 電気脱水機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考 える。
第二十条 第4号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。）機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	テレビジョン受 信機は、当該規 格の適用範囲に 含まれないた め、非該当が妥 当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-7:2025

規格名：アーク溶接装置－第7部：トーチ

技術基準			該当	規格		補足
項目	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				